



後期高齢者医療に関する要望書

岐阜県後期高齢者医療広域連合
静岡県後期高齢者医療広域連合
愛知県後期高齢者医療広域連合
三重県後期高齢者医療広域連合

梅雨の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、日頃から格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、東海四県の広域連合では、協議の結果、今後の制度運営について次のとおり要望します。

つきましては、各要望事項について、特段のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

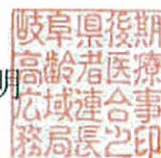
平成20年6月26日

厚生労働省保険局

総務課長 深田 修 様

総務課高齢者医療企画室長 山本麻里 様

岐阜県後期高齢者医療広域連合事務局長 笠井恒明



静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長 岡田貞夫



愛知県後期高齢者医療広域連合事務局長 羽合 篤



三重県後期高齢者医療広域連合事務局長 安田 謙



1 積極的な広報活動の推進について

6月12日の政府・与党決定において示された各施策を実行するに当たっては、広域連合条例の改正が必要になる。

被保険者等に対する事前の十分な周知活動が必要になるが、広域連合議会において条例が改正されるまで、広域連合として具体的な周知活動を行うことができない。

については、厚生労働省において十分な事前の周知活動を行われることを要望する。

2 被用者保険の被扶養者の情報提供について

被用者保険の被扶養者に係る情報については、関係保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じて有償提供されているところであるが、これまでの提供状況を見ると、死亡者、県外転出者、提供先広域連合の誤りなどが相当数認められた。

後期高齢者医療制度の事務を円滑に遂行するためにも、厚生労働省において、保険者に対する厳格かつ適切な指導をしてくださるよう要望する。

3 複数年金を受給している場合の特別徴収について

保険料の特別徴収の対象となる年金の種類及びその優先順位については、年金保険者による優先順位と年金種別による優先順位に従って選択された年金からしか特別徴収できないことになっている。そのため、例えば多額の老齢厚生年金を受け取っている人で老齢基礎年金も併せて受けている人の場合、老齢基礎年金が優先されるため、保険料の徴収の基準が特別徴収の基準を下回り普通徴収となる場合がある。

このように複数の年金を受け取っている被保険者については、主たる年金から特別徴収できるように取扱いを改めることを要望する。

4 被保険者資格証明書の運用基準について

被保険者資格証明書の運用については、去る6月12日の政府・与党決定において、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って運用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する。」とされているので、厚生労働省において基本的な運用のガイドラインを提示されるよう要望する。

5 システム改修に係る経費等について

保険料の軽減対策等を実施する際には、地方の意見や実情を踏まえ十分な準備期間を設けて頻繁なシステム改修が生じないように対応していただきたい。

また、それに伴う経費は国の責任において万全の措置を講じ、地方へ負担を転嫁することがないように要望する。